

施策名	0102	親と子の健康増進
-----	------	----------

<p>【事業類型】</p> <ol style="list-style-type: none"> 職員人件費のみの事業 国の法令に基づいて実施する事務（生活保護、賦課徴収事務、年金事務、戸籍・住基台帳事務、選挙事務、広域組合の負担金などの市の裁量が及ばない事務） 負担金のみ事業（イベント等の実行委員会への負担金を除く） 組織や職員を管理するための内部事務管理事務（財務事務、人事管理事務、企画事務、議会事務など） 施設の維持管理費のみの事業（光熱水費や法定の保守点検委託料など。施設の修繕料） 施設を維持管理するための運営業務（施設やそれに付随する車両等の運転業務委託、公園などの管理業務、清掃委託） 課内事務を行う上で必要となる事務的経費のみで構成される事業（条例委員の報酬、旅費、需要費、役務費のみで構成） 団体等への負担金及び補助金が予算の大半を占めるもの・・・補助金は、補助金要綱及び補助金等のあり方に関するガイドラインにおいて精査されている。 ハード事業で、中長期の年度計画（事業費含む）を策定し認められた事業 ハード事業1,000万円未満、ソフト事業100万円未満（事業類型1～9以外） ハード事業1,000万円以上、ソフト事業100万円以上（事業類型1～9以外） 	<p>【事業概要シート作成有無】</p> <p>新規・拡充 その他 の見直し</p> <p>NO → [不要]</p> <p>YES → [必要]</p>	<p>【事務事業評価の視点】</p> <p>妥当性（市の関与）</p> <p>a…市が実施することが妥当である b…見直す余地がある c…市が実施する緊急性が認められない</p> <p>有効性（施策貢献度）</p> <p>a…施策への貢献度が高い b…施策への貢献度が著しく高いとはいえない c…成果の向上が見込まれない</p> <p>効率性（コスト）</p> <p>a…コストを見直す余地がない b…検討する余地がある</p>
---	--	---

NO	事業名	担当課 課長 担当者	事業内容	事業期間 開始 終了	根拠法令 要綱等	事業 類型	妥当性	有効性	効率性	総合評価	事業費は当初・繰越・繰正予算の合計額						主な目標	単位	R6 計画	R7 実績	R8 計画	R8 計画	事業の方向性	概要 シート			
											事業費（千円）			人件費（千円）											R6	R7	R8
											R6 決算	R7 予算	R8 見込	R6 決算	R7 予算	R6											
9	法定予防接種等接種事業	子ども家庭課 石丸 博子 中村 宏昭	(1)定期予防接種の実施（乳幼児～中高生） BCG・ジフテリア・破傷風・百日咳・ポリオ・麻疹・風しん・日本脳炎・子宮頸がん・ヒブ・小児用肺炎球菌・水痘・B型肝炎・ロタ・RSウイルス (2)任意接種費用の助成（乳幼児～中学生） インフルエンザ	昭和23年度	予防接種法	2			a	A	364,329	338,837	313,727	4,098	3,309	予防接種の実施率	%	97.0	97.3	97.0	97.0	現状維持	無				
10	未熟児養育事業	子ども家庭課 石丸 博子 塚原 賢修	①養育医療の給付：養育のため指定医療機関に入院することを必要とする未熟児に対し、その養育に必要な医療の給付を行う。 ②未熟児の訪問指導：保健師が、未熟児及び保護者を訪問し、必要な助言指導を行う。	平成25年度	母子保健法 第18条・19条・20条	2			a	A	9,047	8,196	7,431	909	983	養育医療給付件数	件	70	87	70	70	現状維持	無				
11	子育て短期支援事業	子ども家庭課 石丸 博子 松本 美穂子	対象となる児童の保護者からの申請に基づき、市が委託する児童養護施設等においてショートステイ及びトワイライトステイサービスを提供する。	平成7年度	児童福祉法第6条の3第3項及び第21条の9、子育て短期支援事業実施要綱（国）、大村市子育て短期支援事業実施要綱	2			a	A	2,111	2,294	1,876	1,512	1,514	年間利用日数（延べ）	日	520	433	607	607	現状維持	無				
12	子ども家庭センター事業（旧：要保護児童対策事業） （旧：子育て世代包括支援センター事業）	子ども家庭課 石丸 博子 松本 美穂子	①子育て世代包括支援センター 妊娠前から子育て期に渡る切れ目ない支援を提供することを目的とし、保健師等を配置して、妊産婦等からの相談に応じ、「母子保健サービス」と「子育て支援サービス」を一体的に提供できるよう、必要な情報提供や関係機関との調整、支出プランの作成などを行う。 ②子ども家庭総合支援拠点（要保護児童家庭の支援） ソーシャルワークの機能を担い、全ての子どもとその家庭及び妊産婦等を対象として、その福祉に関し必要な支援に係る業務全般を行う。 また、要保護児童対策地域協議会の調整機関として、関係機関と連携、協力し、子どもの安全を守るネットワークを構築する。 さらに、児童虐待防止にかかる周知啓発を行い、早期相談・早期解決につなげる。	平成19年度	母子保健法、児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律、大村市要保護対策地域協議会設置要綱	2			a	A	31,187	40,977	34,769	15,252	13,497	要保護児童早期解決ケースの割合	%	70.0	57.2	70.0	70.0	現状維持	無				
13	子どもセンター運営管理事業	子ども政策課 山口 理行 松尾 真由美	センターの維持管理、保守管理を適正に行うとともに、公の施設として、子育てサークル、母子保健推進員、健康体操グループなど市民の活動拠点の場を提供し、それらの活動を支援する。	平成10年度	大村市子どもセンター条例、大村市子どもセンター条例施行規則	6			a	A	16,593	18,018	17,782	1,789	1,799	登録団体参加者人数目標の達成率	%	100.0	66.3	100.0	100.0	現状維持	無				
14	産後ケア事業	子ども家庭課 石丸 博子 松崎 結可	産後ケアを必要とする者を対象に産婦人科にて、産後の体調管理やケア、授乳方法や乳児の世話の仕方の相談、サポートを行う（借泊型、通所型実施）。 R6年度から委託先を市外の産婦人科、助産院に拡充。R7年度からは訪問型を導入。	平成31年度	母子保健法第17条2	11	a	a	a	A	4,536	5,167	10,966	3,699	3,500	産後ケア事業の利用者延べ日数	日	521	474	762	780	拡充	有				
15	ヤングケアラー支援事業	子ども家庭課 石丸 博子 松本 美穂子	ヤングケアラーを早期に発見し、支援につなげられるよう、関係機関や児童生徒への周知啓発を行う。 またヤングケアラーを早期に発見し、支援につなげる支援体制の整備を行う。	令和4年度	子どもの権利条約、教育基本法、児童福祉法、子ども若者育成支援推進法、子どもの貧困対策の推進に関する法律	11	a	a	a	A	0	0	8,225	749	887	関係機関向け研修の実施回数	回	-	5	2	2	その他の見直し	有				
16	出産・子育て応援事業	子ども家庭課 石丸 博子 塚原 賢修	妊娠から出産・子育てまで一貫して身近に相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ「伴走型相談支援」の充実を図るとともに、妊娠や出産の届出を行った妊婦に対して妊婦支援給付金（旧：出産・子育て応援ギフト）を支給し、経済的支援を実施する。	令和4年度	子ども・子育て支援法、児童福祉法、出産・子育て応援交付金交付要綱	2			a	A	103,483	126,258	119,713	3,869	5,914	申請者への支給割合	%	100	100	100	100	縮小	無				

